

# 障害に係る公費負担医療制度の 利用者負担見直しの必要性

- 同じ障害者なのに、制度の違いにより負担軽減の仕組みが異なり、その統一が必要。
- 更生医療、育成医療の対象者の半数以上は、一定の負担能力が認められる課税世帯となり、給付の重点化が必要。
- 精神通院公費、更生医療の対象者(人口の約1%)は急増し、財政的に極めて厳しい状況に。

## 医療内容面での取り組み

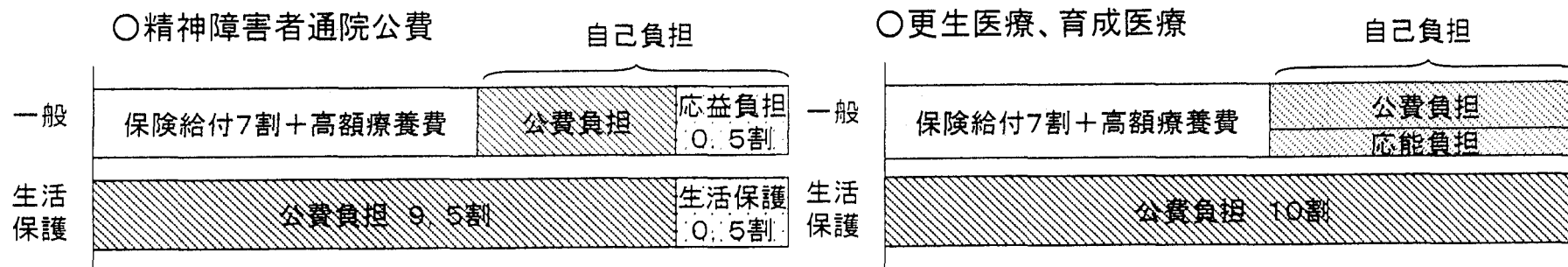
- 医療の質の確保と透明化を促進。
  - 医療機関の指定制
  - 支給決定の有効期間等の見直し
- 対象者の判断基準(診査指針等)や医学進歩に応じた医療内容の明確化
  - 実証的な研究の促進

## 制度面での取り組み

- 給付対象者の重点化。
  - 負担能力、重度かつ継続的負担
- 負担に係る各制度間の矛盾の解消  
入院・在宅の負担の公平化等
  - 医療費と所得に応じた負担に統一  
入院の食費負担(標準負担額)

必要な医療を確保しつつ、費用を皆で負担し支え合うことにより、中長期的な障害者制度全体の持続可能性を確保(福祉・医療のバランスのとれた財源配分の確保)

# 障害に係る公費負担医療制度の概要



	精神通院 (昭和40年創設)	更生医療 (昭和29年創設)	育成医療 (昭和29年創設)
対象疾患	精神疾患	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害 等	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害 等
対象年齢	全年齢	18歳以上	18歳未満
月平均 利用件数	約70万件 (平成14年)	約98万件 (平成14年)	約14万件 (平成14年)
1件平均 医療費	約3.2万円 (通院のみ)	約40.0万円 (入院・通院)	約41.2万円 (入院・通院)
平均負担額	約1,600円/月	約3,200円/月	約5,600円/月
課税世帯割合	約1~2割(推計)	約5~6割	約7~8割

# 障害に係る公費負担医療の負担軽減措置の課題

## ○ 現行水準

	精神通院公費 (応益負担)	更生医療 (応能負担)	育成医療 (応能負担)	医療保険負担上限 <多数該当>
生活保護世帯	医療費の5%	0円	0円	35,400円
市町村民税非課税世帯	医療費の5%	0円	2,200円	<24,600円>
市町村民税課税世帯	医療費の5%	4,500~44,000円	4,500~44,000円	72,300円+医療費1% <40,200円>
一定以上所得者	医療費の5%	44,000円 ~給付対象外	44,000円 ~給付対象外	139,800円+医療費1% <77,700円>

※1 更生医療、育成医療の通院については、上記額の1/2

※2 多数該当とは、同一世帯で直近12か月に高額療養費の支給月額が3か月以上ある場合、4か月目から自己負担上限が軽減されるもの。

## ○ 負担軽減措置の課題

- ・ 精神通院公費については、完全に医療費に応じた応益負担となっているため、低所得者であっても高額な医療費の場合には高い負担を求められる。  
→ 低所得者に厳しい制度
- ・ 更生・育成医療については、所得に応じた応能負担となっているために、医療費の額の多寡が利用者負担に反映されない。→ 同じ所得層での負担率の不公平

# 医療内容面での見直し

## 1 精神通院公費制度への医療機関指定制の導入（更生、育成は当初より制度化）

- 都道府県知事が行う診療内容及び公費請求の審査・監査等を通じて、医療内容の質の向上に資する。
- 医療内容が著しく不相当等の場合には、取り消し等を実施  
→ 今回の法律改正で対応。平成14年度の検討会報告に基づき適正に運用。

## 2 支給決定の有効期間を1年に統一（更生、育成は現在1年）

- 1年ごとに医療の必要性や所得の状況を確認（今回の法律改正で対応）
- 再認定を認める場合や拒否する場合の要件等を明確化  
→ 臨床実態に関する実証的研究に基づき、制度施行後概ね1年以内に実施。

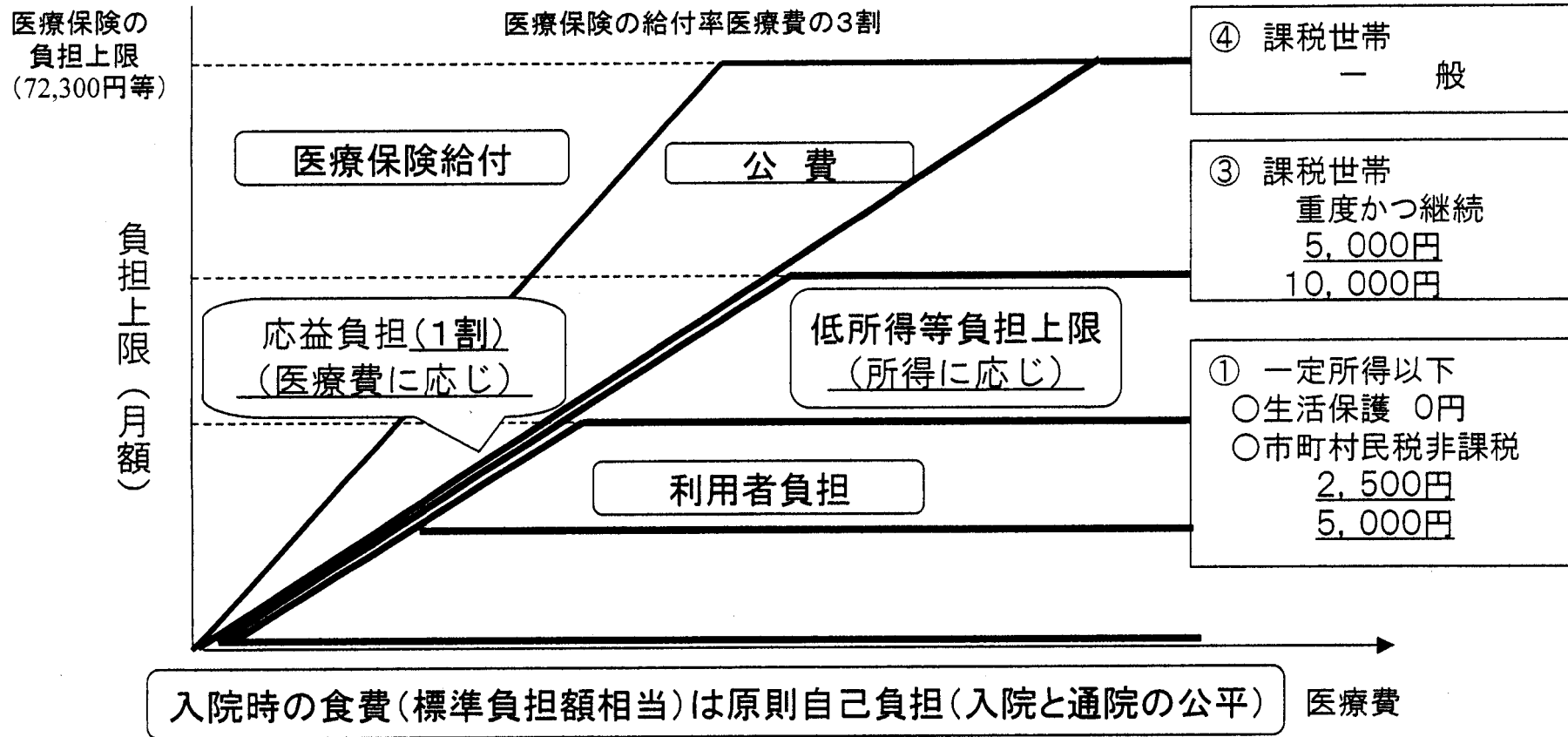
## 3 医療実態に関する実証的な研究促進と制度運営への反映

- 対象者の判断基準（診査指針等）や医学進歩に応じた医療内容の明確化
- 重度かつ継続の対象となる者の基準等について見直しを図る。  
→ 臨床実態に関する実証的研究に基づき、制度施行後概ね2年以内に実施。

# 医療費と所得に着目した自己負担

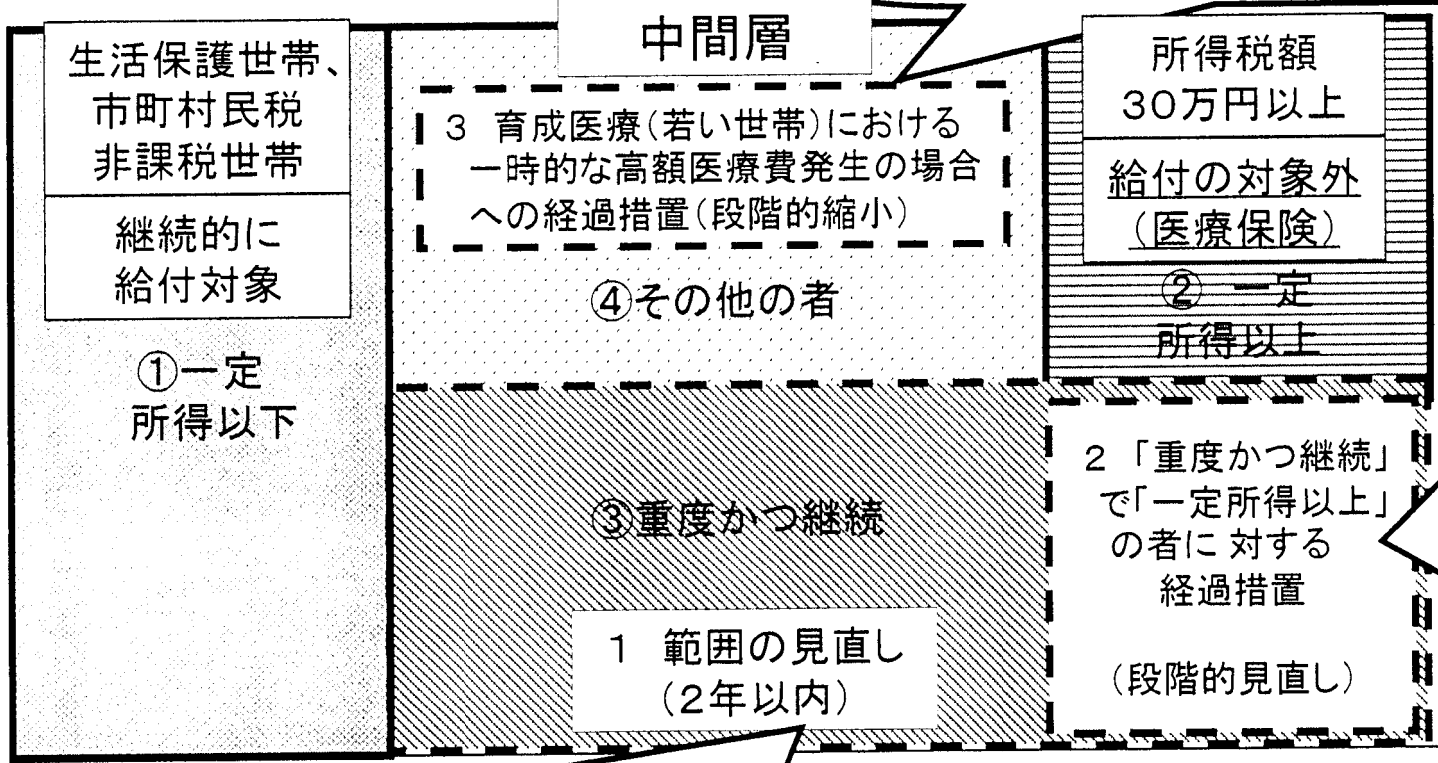
医療費のみに着目した応益負担(精神)と所得にのみ着目した応能負担(更生・育成)を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合する。

- 制度間の負担の不均衡を解消する。(障害者間の公平＝医療費の多寡・所得の多寡に応じた負担)
- 必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)



# 制度改正案の概要

3 新制度施行時には、育成医療の中間層については一定の給付がなされるよう、経過措置を実施  
 施行後3年を経た段階で、医療費分布、平均負担率等を踏まえ見直しを実施。



2 新制度施行時には経過的に給付対象  
 施行後3年を経た段階で、医療実態等を踏まえ見直しを実施  
 所得に応じた適切な負担上限  
 → 2万円程度

- 1 実証的な研究結果を踏まえ対象の明確化等を図る。当面次の者を対象。
- 疾病、症状等から対象となる者  
 精神……統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん  
 更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
  - 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
 精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者

# 計画の位置付け(案)

## 作成期間等

- 障害福祉計画は、3年を1期とする。
  - 第1期については、平成18年度中に計画を作成し、平成19年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする。
  - 第1期の計画期間は、平成20年度までとする。(第2期以降は平成21年度から始まり、3年を1期とする)
- ※ 既に数値目標を盛り込んだ障害者計画が作成されている場合には、第1期の障害福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、当該障害者計画の全部又は一部を障害福祉計画として取扱うことも差し支えないこととする。

## 障害者基本法に基づく計画等との関係

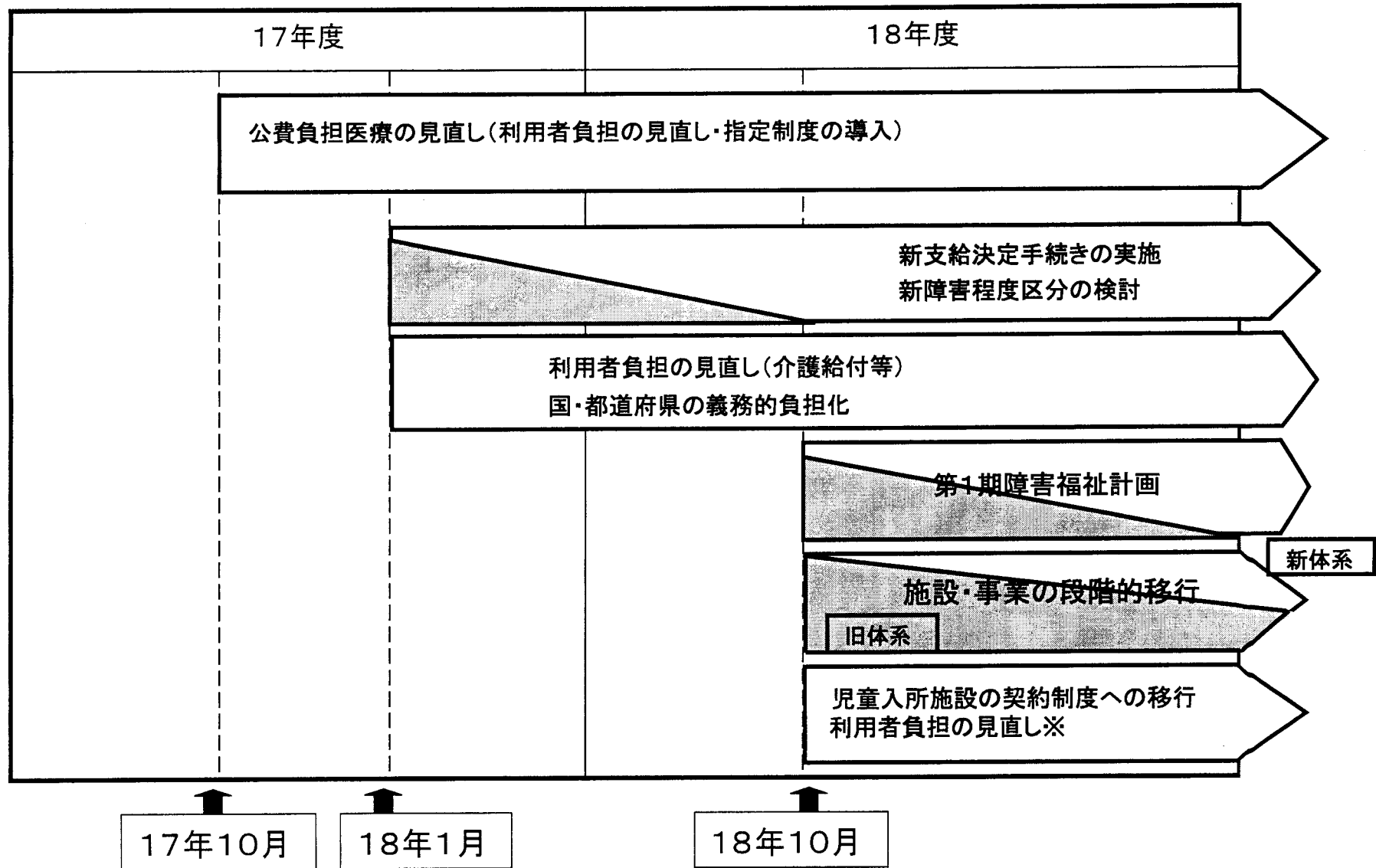
- 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ・ 障害福祉計画に定める事項(障害者自立支援給付法(仮称)に規定)を定める。
- ・ 作成手続きは、障害者自立支援給付法(仮称)に定める手続き(作成、変更の際に都道府県知事(厚生労働大臣)に提出する等)による。

# 国と地方の新たな費用負担関係(案)

現行	支援費等	( 居 宅 )			( 施 設 )												
		政令市・中核市	市	町村	政令市・中核市	市	町村 (福祉事務所あり)	町村 (福祉事務所なし)									
		国1/2 市1/2	国1/2 県1/4 市1/4	国1/2 県1/4 町村1/4	更生施設等 国1/2 市1/2	国1/2 市1/2	国1/2 町村1/2	国1/2 県1/4 町村1/4									
					福祉工場 政令市・中核市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/2	町村 国1/2 県1/2										
	精神	政令市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/4 市1/4	町村 国1/2 県1/4 町村1/4	社会復帰施設 政令市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/2	町村 国1/2 県1/2										
( 一元化 )																	
見直し後 (案)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国</td></tr> <tr><td>都道府県</td></tr> <tr><td>市町村</td></tr> </table>				国	都道府県	市町村	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2">(参考)介護保険</td></tr> <tr> <td>国1/4</td> <td rowspan="3">保険料 1/2</td> </tr> <tr><td>県1/8</td></tr> <tr><td>市1/8</td></tr> </table>				(参考)介護保険		国1/4	保険料 1/2	県1/8	市1/8
					国												
都道府県																	
市町村																	
(参考)介護保険																	
国1/4	保険料 1/2																
県1/8																	
市1/8																	



# 障害者自立支援給付法（仮称）の施行スケジュール案



58

※児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。